

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 循環型社会推進課

法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	法令番号	平成14年法律第87号	
手続名	引取り若しくは引渡し又は再資源化に係る関連事業者への措置命令	根拠条項	第20条第3項	
処分基準	<p>1 処分の基準</p> <p>(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第20条第3項</p> <p>(2) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について」（平成17年5月9日付け経済産業省製造産業局自動車課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡）</p> <p>※法第20条第3項</p> <p>都道府県知事は、前二項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>循環型社会推進課</p>	<p>交付機関</p> <p>循環型社会推進課</p>